事例No.	1062
公表年度	R2
団体の属性	中核市
団体名	滋賀県大津市

事例区分	公営企業

タグ	・ガス事業 ・公共施設活用 ・新たな政策手法の確立・活用

事例種類	コンセッション方式

事例内容・タイトル

ガス事業におけるコンセッション方式の導入

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

ガス：事例3

○ 事例名等

事例名	ガス事業におけるコンセッション方式の導入
団体名	滋賀県大津市
事業名（事業区分）	ガス

○団体及び事業の概要

行政区域内人口（人）	342,950	行政区域内面積（㎢）	464.51
事業開始年月日	昭和12年3月	行政区域内戸数（戸）	140,202
供給戸数（戸）	98,477	ガスホルダー（基数）	ー
導管延長合計（m）	1,298,775	年間ガス生産量計（千MJ）	ー
年間ガス販売量計（千MJ）	6,364,750	職員数（人）	98

※上記表中の「行政区域内人口」は、平成31年1月1日時点。「行政区域内面積」は、平成30年10月1日時点。それ以外の計数は、H31年3月末時点。

1．取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

平成29年4月からのガス小売全面自由化により、活動に制限のある公営事業者においては、民間企業の新規参入があった場合、スイッチングの増加等により事業経営の悪化が想定された。また、職員の高齢化や全国的に進む公務員の定数適正化に伴い、緊急保安体制の維持や技術継承が困難になることが予想された。

これらの課題に対応し、今後も継続してお客様に低廉なガス料金で安全で安心してガスを利用していただけるよう本市ガス事業の在り方の検討を開始した。

(2)検討を開始した契機・導入過程

・本検討にあたっての基本的な考え方は、「お客さまよし」「地域よし」「官よし」の「三方よし」とし、「安心安全で快適な暮らしをお届けする」「市民にとって最善な手法となる」「地元企業を通じて地域経済の発展に繋がる」ことを念頭に置いて検討を進めた。

・本検討を進めるにあたっては、局内に専門部署を設置し、関係各課には兼務職員を配置した。また、専門的な知見を有する業者にアドバイザリー業務を委託した。

・市民に対しては、説明会の開催、広報紙やホームページを用いた周知を行い、関係団体等に対しては、個別に説明を実施した。

・市議会に対しては、常任委員会において定期的に進捗状況の報告を行うとともに、質疑一般質問において議論を重ね、実施方針に関する議案（平成29年11月）及び公共施設等運営権設定に関する議案（平成30年11月）を上程し、それぞれ可決された。

・導入課程は以下のとおりである。

平成28年1月　平成29年4月からガス小売全面自由化をすることが決定
平成28年4月　新たな事業スキームの検討及び実施スケジュールの作成
平成28年11月　本市公営インフラ事業の在り方検討の方向性を公表
平成28年11月～平成29年1月　マーケットサウンディング調査を実施
平成29年4月　ガス小売全面自由化が施行
　本市ガス事業の在り方検討に関する基本方針案を公表
　外部の学識経験者等で構成する「大津市ガス事業の在り方検討委員会」（以下「在り方検討委員会」という。）を設置
　第1回在り方検討委員会を開催（以後、9月まで6回の会議を開催）
平成29年5月　第2回在り方検討委員会において、委員長より方向性について提言
　検討状況（提言内容）を市議会に報告
平成29年6月　本市ガス事業の在り方検討に関する基本方針を決定・公表
平成29年7月　マーケットサウンディング調査を実施
　お客様アンケート調査を実施
平成29年9月　職員説明会を開催（以後、平成30年度にかけ複数回実施）
平成29年10月　在り方検討委員会から答申を受領
平成29年11月　市民説明会を開催
　実施方針に関する条例議案の上程
平成29年12月　実施方針に関する条例議案の可決

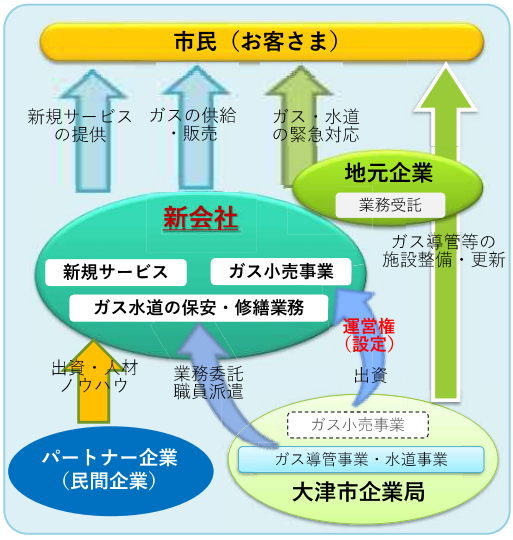
平成30年1月　　大津市ガス特定運営事業等実施方針を公表、実施方針に関する説明会を開催
平成30年3月　　特定事業の選定
　　大津市ガス特定運営事業等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置
　　第1回審査委員会を開催（以後、10月まで4回の会議を開催）
平成30年4月　　大津市ガス特定運営事業等の募集要項等公表（募集開始）、説明会開催
平成30年5月　　大津市ガス特定運営事業等の民間事業者の応募〆切、参加資格審査の実施
平成30年6月～8月　　競争的対話等の実施、実施契約書（案）等の修正公表
平成30年9月　　提案審査書類の提出〆切
平成30年10月　　審査委員会において提案審査の実施及び最優秀提案者の選定
　　優先交渉権者の決定及び同者との協議を実施
平成30年11月　　基本協定書の締結
　　新会社「びわ湖ブルーエナジー株式会社」設立（資本金：5千万円、市100%出資）
　　株主間契約書及び株式譲渡契約書の締結
　　公共施設等運営権設定に関する議案の上程
平成30年12月　　公共施設等運営権設定に関する議案の可決
　　びわ湖ブルーエナジー株式会社の株式譲渡（75%を有償譲渡し、市25%、民75%出資となる）
　　公共施設等運営権設定書の交付、実施契約書の締結
平成31年1月～3月　　びわ湖ブルーエナジー株式会社への業務引継及び事業開始に向けた諸手続の実施
平成31年4月　　大津市ガス特定運営事業等の開始（公務員派遣法による職員派遣を実施）

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

（1）取組の具体的内容とねらい

本事業（大津市ガス特定運営事業等）は、官民が共同出資の新会社（びわ湖ブルーエナジー㈱）に公共施設等運営権を設定して事業を実施することで、小売事業については民間的経営手法の導入や民間ノウハウの活用による機動的な事業推進を確保する一方、導管事業については本市が一般ガス導管事業者としての責務を継続し、緊急保安体制等の業務を新会社に実施させるというスキームである。

これにより、小売事業については、公営では実施することができない機動的な料金設定や他のサービスとのセット販売が可能となることで、お客様サービスの向上に繋がり、導管事業については、将来的に持続可能な緊急保安体制の再構築を図る。



（2）効果

ガス料金の値下げ、電気とのセット販売をはじめとする料金メニューが充実し、需要家保安において業務用換気警報器の無償取り付けが実施されるなど、新会社独自の新たなサービスが展開されたことで、お客様サービスの向上に繋がった。

また、導管事業についても、新会社において計画的な教育訓練の実施や機能的な体制整備による緊急保安体制が構築されたことから、安全安心で安定したガス供給の確保が図れた。

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

（1）他の自治体の参考となると考えられる点

本市においては、小売事業に公共施設等運営権を設定し、事業運営を民間に委ねた一方で、導管事業は引き続き本市が実施することとしたが、コンセッション方式を検討する際には、現在実施している事業を細分化し、公共施設等運営権を設定する事業範囲について、複数パターンで検討することが肝要であり、本市の検討経過は、他の自治体での検討においても参考になるものと考える。

（2）今後の課題等

本市においては、事業の履行に関して、約定（実施契約書及び要求水準書等）に従い適切かつ確実にサービスの提供が実施されているかを確認するため、モニタリングを実施している。モニタリングは本市が策定したモニタリング実施計画書により実施しているが、今後も事業期間を通じてモニタリングに係るノウハウ（導管業務における技術知識等）を継承していく必要がある。

○問合せ先

担当課	大津市企業局企業総務部経営戦略室		
TEL	077-528-2863	MAIL	otsu2808@city.otsu.lg.jp